

## 安全データシート

作成・改定日

2018年8月1日

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

エボナイト粉末

会社名  
担当部門

東邦化成工業株式会社  
技術部

住所

〒171-0033  
東京都豊島区高田2-1-12

電話番号  
FAX番号

03-3988-3366  
03-3985-6975

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

#### 健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分4
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2
生殖毒性	区分2
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分1
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分2

#### 環境に対する有害性

水生環境急性有害性	区分2
水生環境慢性有害性	区分2

\* 記載が無い危険有害性は、区分外、分類対象外、又は分類できないである。

#### ラベル要素

#### 絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険



危険有害性情報

飲み込むと有害。  
強い眼刺激。  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い。  
臓器の障害。  
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ。  
水生生物に毒性。  
長期的影響により水生生物に毒性。

注意書き

[安全対策]

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。  
環境への放出を避けること。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。

[応急処置]

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚(又は毛髪)に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。  
直ちに汚染された保護衣を脱ぐこと。  
保護衣を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。  
コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。  
直ちに医師の診断、手当を受けること。

ばく露又はその懸念がある場合

医師の診断、手当を受けること。

[保管]

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

[廃棄]

内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物  
処理業者に業務委託すること。

### 3. 組成・成分情報

単一物質、混合物の区別

混合物

化学名

天然ゴムとゴム用配合剤の混合物

成分	含有量(%)	化審法	CAS No.
酸化亜鉛	1~5	(1)-561	1314-13-2
1,3-ジフェニルグアニジン	1~5	(3)-2189、(3)-480	102-06-7



## 4. 応急処置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類を脱ぐこと。 皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
眼に入った場合	水で数分間、注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。 眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

## 5. 火災時の措置

消火剤	水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤(水素化炭酸塩を除く)、乾燥砂
使ってはならない消火剤	棒状水、炭酸ガス、水素化炭酸塩の粉末消火剤
火災時の特定の危険有害性	火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。 激しく加熱すると燃焼する。
特定の消火方法	消火作業は可能な限り風上から行う。 火災発生場所の周辺は関係者以外の立ち入りを禁止する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 安全に対処できるならば着火源を除去する。
消火を行う者の保護 (保護具等)	消火作業の際は、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

<p>人体に対する注意事項 保護具及び緊急時措置</p>	<p>関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 必要に応じた換気を確保する。</p>
<p>環境に対する注意事項</p>	<p>河川等に排出され環境へ影響を起こさないように注意する。</p>
<p>回収、中和</p>	<p>漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。</p>
<p>二次災害の防止策</p>	<p>付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。</p>

## 7. 取扱及び保管上の注意

<p>[取扱] 技術的な対策 (取扱者のばく露防止、火災爆発の防止など)</p>	<p>「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</p>
<p>局所排気・全体換気</p>	<p>「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。</p>
<p>安全取扱い注意事項</p>	<p>使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 火気厳禁。 眼や皮膚への接触を避けること。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 飲み込まないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。</p>
<p>接触回避</p>	<p>「10. 安定性及び反応性」を参照。</p>
<p>[保管] 技術的対策</p>	<p>特になし</p>
<p>保管条件</p>	<p>熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から離して保管すること。 容器を密閉し、冷暗所で施錠して保管すること。</p>
<p>混触危険物質</p>	<p>「10. 安定性及び反応性」を参照。</p>
<p>容器包装材料</p>	<p>データなし</p>

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	設定されていない
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標) 日本産業衛生学会	設定されていない
ACGIH	設定されていない
設備対策	この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 蒸気、ヒューム、ミスト又は粉塵が発生する場合は、局所排気、全体換気装置を設置する。
[保護具] 呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型・側板付き普通眼鏡型・ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具	適切な顔面用の保護具を着用すること。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	黒褐色粉末
臭い	わずかな臭い
沸点	データなし
引火点	データなし
爆発範囲	データなし
蒸気圧	データなし
比重(密度)	1.11~1.13
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
燃焼性(固体、ガス)	データなし



## 10. 安定性及び反応性

安定性	通常の取扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	燃焼すると、有毒で腐食性の硫黄酸化物のガスを生成する。とくに粉末の場合、強酸化剤と激しく反応し、火炎や爆発の危険をもたらす。粉末や顆粒状で空気と混合すると、粉塵爆発の可能性がある。
避けるべき条件	燃焼
混触危険物質	強酸化剤
危険有害な分解生成物	二酸化硫黄

## 11. 有害性情報

### [酸化亜鉛]

生殖毒性	区分2
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分1

### [1,3-ジフェニルグアニジン]

急性毒性(経口)	区分3
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
生殖毒性	区分2
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分3

### [硫黄]

特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分1(吸入(粉塵):気道刺激性)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分2(経皮:皮膚、吸入(粉塵):呼吸器系)

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 区分1(酸化亜鉛)  
区分2(1,3-ジフェニルグアニジン)

水生環境慢性有害性 区分1(酸化亜鉛)  
区分2(1,3-ジフェニルグアニジン)

この混合物の成分95.2%について、水生環境急性(慢性)有害性が不明である。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

汚染容器及び包装 空の汚染容器は、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

## 14. 輸送上の注意

国際規制 国連番号: 該当しない  
国連分類: なし  
容器等級: 該当しない  
海洋汚染物質: 該当しない

国内規制 とくになし

特別の安全対策 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。  
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
重量物を上積みしない。

## 15. 適用法令

### [酸化亜鉛]

#### 労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物  
(法第57条の1)

名称等を通知すべき危険物及び有害物  
(法第57条の2)

### [1,3-ジフェニルグアニジン]

#### 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)

第1種指定化学物質 205

## 16. その他の情報

### 注意

この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。  
記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保障するものではありませんので、取扱いには十分な注意をお願いします。